

に、さもなく、緩々休息仕候へと計御使にて被仰出ぬ。其後また暫ありて、山城登城しけるゆゑ、今度は大坂の事も御尋可被成と各思ひし處に、御前へ被召出、今度は永々の間大儀に思召候、緩々休息仕候へと計御意にて、何の御取相もなく、其以後は御仕置の事にも不被爲構、折々御餌がらなど被下、一切御用なかりしと也。是はあまり人能きゆゑ、御家中の者共存付有りしゆゑに、御疑のありし故ならんと云々。按ずるに、大坂城の修造を幕府より諸藩へ命ぜられしは、元和六年也。又微陽兩公遺事に、微妙公御隠居以前、南高櫓へ御登り遠見し給ふに、御城御番人の下人罷歸る時分、蓮池邊にて主人の合羽を着し木履をはきたり。此体御覽被成、不作法者のよし御意にて、則御櫓の下に罷在御供人の内、急ぎ追付き成敗可致旨被仰付、成敗す。とあり。南櫓は辰巳櫓なるべし。松梅語園に、金澤と云ふは南矢倉の下に泉あり。昔此の泉を金洗澤と呼びしを、後世略して金澤といふなど、載せたり。右南矢倉の下なる泉とは、即ち今いふ金洗澤の泉なるべく、此の泉は小立野廣坂の上、金澤神社の境内にて、城地より甚だ隔たれ

ど、方角にていふ時は南矢倉の下ともいふべし。此の櫓は、東丸高石垣の角なる櫓臺にて、水手門の高なる矢倉なり。城内の殿閣より辰巳の方に當るを以て辰巳櫓と呼び、また南方の櫓なるにより南矢倉ともいへるなるべし。そのかみ本丸・東丸兩曲輪に多く櫓ある中にも、辰巳櫓は東丸高石垣の角なる櫓なるゆゑ甚だ目立ち、名高き櫓なりしといへり。三壺記に寛永八年四月十四日、犀川橋爪法船寺の門前町より出火し、河原町へ焼け出で、南風つよく、千石町・堂形一面に火と成り、奥村河内屋敷に火懸りて、御城辰巳の矢倉に火移り、御本丸悉く焼失す。とあり。又寶曆九年四月十日の火災の時も、泉野寺町舜昌寺と云ふ禪宗の小寺の庫裏より出火し、折節日方風烈敷、笹ヶ町へ燃え出で、寺町の寺々類焼、其火川を飛び越え、川除町・十三間町より追々延焼して、本多遠江守上屋敷焼失。其火辰巳櫓に移り、其れより追々城内諸曲輪・殿閣・庫倉・櫓樓・門・長屋以下悉く焼亡せしよし、加藤惟寅の蘭山私記等に記載す。金城深秘録には左の覺書を載せたり。

御城中御櫓・御長屋に被入置候

御弓・筒・玉藥等之覺

- 一、河北御門御櫓 玉藥・火矢・大筒都而火器品々
- 一、九十間御長屋 御弓・御筒
- 一、四十間御長屋 大筒臺居に而傍有之。御鹽三ヶ所・鹽辛。但し二階者吳服所に御渡し
- 一、五十間御長屋 御弓・御筒
- 一、七十間御長屋 玉藥
- 一、御本丸鐵御門御櫓 御弓
- 一、同所戌亥御櫓 御筒
- 一、御本丸御貯土藏 御鹽並鹽辛
- 一、同所シノギ角御櫓 御筒
- 一、水之手御門御長屋 火矢
- 一、同所續蓮池高御櫓 大筒
- 一、辰巳御櫓 鹽辛桶一つ
- 一、鼠多御門左右御長屋 御武器
- 一、高御石垣下御長屋 御武器
- 一、附壇御門内御土藏 御武器

右之通傳來仕候。此外之儀は傳承不仕候。

○本丸鐵門

本丸下附段より本丸へ登る入口の正門也。寛永八年火災以前本丸に居館し給ふ頃は、鐵の板金を以て柱・扉等を包み、打ちしめたる樓門なりし故に、後々までも鐵御門と呼べり。慶長十六年七月二日の城中定書に、本丸へ出入者年寄之分者小姓三人・さうり取貳人、其外之儀者小姓貳人・さうり取壹人可召連、自然背御法度、猥に出入仕候はゞ、當門番之者として可申上、不依誰々可令改易事。との一條を載せられたり。右門番は即ち本丸鐵門の門番人なるべし。金澤愛宕寶幢寺所藏の古書簡中に、本丸の門造立の儀に付き日取穿鑿の一書あり。その文書左の如し。

五月廿九日

横 山城守長知 判
本 安房守政重 判

寶幢寺 御同宿中

按ずるに、右は寛永八年四月十四日延焼に付き、再造を命